

西宮市立中央病院広報委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市立中央病院（以下「病院」という。）に広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、病院の情報や活動などを広く報せることにより、病院の認知度の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、つぎの部門に属する者をもって構成し、院長が選任する。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 医 師 | 2 名 |
| (2) 看 護 部 | 1 名 |
| (3) 医療技術部 | 1 名 |
| (4) 事 務 局 | 5 名 |

(協議事項)

第4条 委員会は、次に定める事項について協議する。

- (1) 病院の広報活動に関する事項
- (2) 病院が保有する施設、物品及び印刷物等への広告掲載に関する事項

(会議の運営)

第5条 委員会に委員長をおき、院長が選任する。

- 2 委員会は委員長が必要に応じ招集する。
- 3 委員長は委員会をつかさどる。

(関係者の説明聴取等)

第6条 委員会が必要と認めるときは、関係者を委員会に出席させて説明を聴取し、または、必要な資料を提出させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は病院統合推進課におく。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。